法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

女性の過少代表とクオータ制度 : 特定集団の政治的優先枠に関する考察

ETO, Mikiko / 衛藤, 幹子

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法学志林 / Review of law and political sciences
(巻 / Volume)
104
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
46
(発行年 / Year)
2007-03-12
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006432

Hosei University Repository

女性の過少代表とクオータ制度

――特定集団の政治的優先枠に関する考察――

衛藤幹子

はじめに
一　クオータをめぐる二つの潮流
（一）政党型クオータ
（二）法律型クオータ
二　クオータ擁護の論拠
（一）政治権力の民主的配分
（二）被抑圧者集団に対する正義
（三）現実的効果
三　クオータ批判と反論
（一）スティグマ
（二）非民主的現実の隠蔽
（三）女性議員の貢献
（四）平等機会の制約
（五）派閥主義
（六）本質主義のディレンマ
むすび

Hosei University Repository

はじめに

女性の政治的代表は、社会経済が発展を遂げ、成熟した民主主義国家ほど高いと考えられてきた。確かに、これまで国会議員に占める女性の比率が高い国は、北欧を筆頭に西ヨーロッパに集中し、発展途上国の女性たちは過少代表に甘んじてきた。ところが、今日この定説は通用しなくなっている。ノリスは、最近の女性国会議員比率の世界的動向にみられる変化を指して、「議会における男女平等を達成するうえで、経済・社会の発展と民主主義の成熟度は重要かもしれないが、もはやそれらは必要かつ十分条件ではない」(Norris 2004, 180) と述べている。実際、女性議員数の国際比較における中南米、アフリカ、そしてアジア諸国の台頭には目覚しいものがある。列国議会同盟 (Inter-Parliament Union, IPU) によると、女性国会議員（下院）比率の世界ランキング第一位は、スウェーデンを抜いてルワンダであり、上位二一カ国のうちほぼ半数がアフリカと中南米諸国によって占められている（表参照）。他方、世界でもっとも豊かな民主主義国家であるアメリカ合衆国（一五・二パーセント、二〇〇四年）は、六七位にとどまっている。日本は九七位で、その女性衆議院議員の比率（九・四パーセント、二〇〇六年）は、アジアの平均（一六・四パーセント）をかなり下回っている。アジア諸国の中では、アフガニスタン（二七・三パーセント、二〇〇五年）、ベトナム（二七・三パーセント、二〇〇二年）、イラク（二五・五パーセント、二〇〇五年）、パキスタン（二一・三パーセント、二〇〇二年）、韓国（一三・〇パーセント、二〇〇三年）が、二〇パーセントを超え、五〇位内に入っている。

Hosei University Repository

表　女性国会議員比率上位国（20位内）――クオータ導入の有無・タイプと女性議員比――

順位	国名	クオータの有無とタイプ*	女性議員の比率**
1	ルワンダ	法律型クオータ（憲法）	48.8%（2003年）
2	スウェーデン	政党型クオータ	47.2%（2006年）
3	コスタリカ	法律型クオータ	38.6%（2006年）
4	ノルウェー	政党型クオータ	37.9%（2005年）
5	フィンランド	――	37.5%（2003年）
6	デンマーク	――	36.9%（2005年）
7	オランダ	政党型クオータ	36.7%（2003年）
8	キューバ	――	36.0%（2003年）
8	スペイン	政党型クオータ	36.0%（2004年）
9	アルゼンチン	法律型クオータ（憲法）	35.0%（2005年）
10	モザンビーク	政党型クオータ	34.8%（2004年）
11	ベルギー	法律型クオータ	34.7%（2003年）
12	オーストリア	政党型クオータ	33.9%（2003年）
13	アイスランド	政党型クオータ	33.9%（2003年）
14	南アフリカ	政党型クオータ	32.8%（2004年）
15	ニュージーランド	――	32.2%（2005年）
16	ドイツ	政党型クオータ	31.8%（2005年）
17	ガイアナ	法律型クオータ（憲法）	30.8%（2001年）
18	ブルンジ	法律型クオータ（憲法）	30.5%（2005年）
19	タンザニア	法律型クオータ（憲法）	30.4%（2005年）
20	セーシェル	――	29.4%（2002年）

*Global Databases of Quotas for Women のウエッヴ・サイト（www.quotaproject.org/）による。

**二院制の国では下院の数値が示されている。データは，2006年10月31日現在の IPU のウェッヴ・サイト（www.ipu.org/wmn-e/classif.htm）より引用した。

Hosei University Repository

このように中南米やアフリカ、アジアといったこれまで女性の政治参加が遅れているとされてきた国々において女性議員が著しく増えている状況をして、クオータ研究の第一人者であるダレループは、女性の政治代表において「北欧はもはやお手本ではない」(Dahlerup 2004, 17-18) とさえ言い切っている。何が女性の政治参加における非西欧諸国の台頭を生み出しているのか。答えは、いたって簡単である。これらの国々では、選挙におけるジェンダー・クオータ (gender quotas for elections、以下、クオータ) を実施しているからだ。クオータは、北欧諸国から西ヨーロッパを中心に広まった女性議員を増やすための積極策である。しかしながら、西欧のクオータが、それぞれの政党が任意に党の方針として行なう政党主導の手法であるのに対し、非西欧諸国で導入されているクオータは、憲法や選挙関連法に基づいて全政党にこの適用を命ずる国家プロジェクトである。ノリス (Norris 2004, 192-198) は、前者を「政党の規定に基づく自発的ジェンダー・クオータ voluntary gender quotas in party rules」、後者を「法によるジェンダー・クオータ legal gender quotas」と称している。以下では、政党が自発的に採用するクオータを「政党型クオータ」、憲法や関連法によって規定されたものを「法律型クオータ」と記すことにしよう。

しかし、クオータが女性の政治代表を向上させる唯一の方法というわけではない。たとえば、さきのIPUによる世界ランキングの第五位と六位を占めるフィンランドとデンマークでは、クオータは実施されていない (Dahlerup and Freidenvall 2005, 36)。デンマークの場合、一九七七年に社会大衆党が、さらに一九八三年には社民党が四〇パーセントのクオータに着手したが、いずれも一九九六年には取り下げられている。先行研究 (Norris 1993; 2004; Iwanaga 1998; Park 1999; Siim 2000; Caul 2001; Opello 2004; 2006) は、選挙制度、政党の態度、政治文化、そして公的福祉サービスの四つの要因が、女性議員数を左右することを明らかにしている。

Hosei University Repository

現在世界各国で採用されている選挙方式は、大きく多数代表（majoritarian）、比例代表（proportional representation）、そして多数代表と比例代表との並存（combined）の三つに分類することができる（Norris 2004, 39）。これらのうち、女性に最も有利な選挙方式は比例代表である。ノリス（*ibid.* 188）は、その理由として、政党の候補者名簿が有権者の判断に大きく影響する比例代表では、政党はより幅広い層の有権者の支持を獲得するために階級、職業、民族、そして性別といったあらゆる社会集団の代表をその名簿に加えようとし、その結果女性にも立候補の機会が与えられるからだと指摘している。また、政治的資源に乏しい女性の参入が容易なのは、多額の選挙資金や強力な後援会組織を必要としない穏やかな選挙戦となる比例代表であろう。複数の当選者が選出される大選挙区あるいは中選挙区制の場合、政党が複数の候補者の中に女性を加える可能性は高く、女性にも立候補の機会が開かれる。ところが、わずか一議席をめぐる熾烈な選挙戦となる小選挙区制の場合、政党は現職や前職の後継者といった当選の可能性がより高い安全な候補者を立てようとするため、女性のように政界のネットワークに組み込まれていない新人の参入は難しくなる。それゆえ、小選挙区制は、女性にとって最も不利な選挙方式だということができる（*ibid.* 189）。

候補者の選択に責任をもつ政党が女性候補にどのような態度で臨むのか、政党の姿勢も欠かせない要件である。クオータの採用のほかに、党の重要な役職や意思決定部門に女性を積極的に登用する、あるいは女性の立候補を促進するための教育・研修活動に力を入れるといった女性重視の党運営も、女性の政治的代表の改善に貢献する。また、社会全体に平等主義的な価値観が浸透し、女性が公的領域で活躍することが文化として定着していること、さらに公職とジェンダー役割（出産・育児や介護）との両立を促すような福祉政策の充実も、女性の政界進出を後押ししよう。フィンランドとデンマークの成功には、これらの要件が貢献している。

Hosei University Repository

しかしながら、民主的な政党政治が発展途上にあり、家父長制が根強く残存し、女性に対する抑圧や差別がなかなか改善されない多くの非西欧諸国においては、こうした女性の政界進出を容易にする条件は整備されていない。その意味で、クオータ、わけても法律型クオータは女性の過少代表を劇的に改善する「即効薬」となる（Dahlerup and Freidenvall 2005, 41）。しかし、クオータ制度には激しい反発や疑念も提起され、その是非をめぐる論争は、フェミニストの間においてさえ、決着のつかない議論となっている。論争は、クオータの効果や政治的あるいは社会的影響といった実践面と、民主主義イデオロギーをめぐる理論面とから展開されている。本稿は、このクオータ制度の是非をめぐる論争に焦点を当て、擁護論と批判論それぞれの議論の検証を試みる。

女性の政治代表とクオータに関する研究は、現在、世界の女性政治学者の最も注目を集めている研究テーマの一つである。しかしながら、このテーマは、日本の政治学では正面から採り上げられてこなかった。その意味で、本稿はクオータに関する日本における初めての本格的な論考ということができる。クオータ研究は、イギリスとスカンジナビア諸国において盛んであり、最近ではアメリカ合衆国で高い水準の研究が発表されている。また、アジアや中南米でも関心が高まり、実証から理論まで幅広い研究が蓄積されている。本稿では、主に欧米の先行研究に依拠して分析を進める。

クオータをめぐる擁護論と批判論との対立には、フェミニストの平等についての考え方の違いが反映されている。男女の違いを最小化して男性と同じスタートラインに立つことを求める平等派にとって、クオータは認めがたい方法である。一方、男女の相違を前提に、異なる取り扱いによって平等を達成しようとする差異派は、クオータを容認するばかりか、男女の差異が生み出す女性の不利益を正す方法として、それを積極的に推進しようとする。また、平等

Hosei University Repository

派の意見は、リベラル・フェミニストの主張と重なっており、クオータに対する意見の違いは、政治イデオロギーの違いでもある。たとえば、クルーク等（Krook, Lovenduski and Squires 2006）は、政治的シティズンシップのイデオロギーをリベラル、リパブリカン、そしてコンソシエーショナル・コーポラティストの三つのモデルに分け、それぞれのクオータに対する一般的な姿勢を次のように説明している。すなわち、専ら「機会の平等」を重視し、「結果の平等」には関与しないリベラリズムのシティズンシップがクオータに消極的なのに対し、コンソシエーショナル・コーポラティストのそれは「結果の平等」に関心を払い、女性が集団として被っている不平等を改善する手段としてクオータに賛成する。リパブリカン・モデルは、「機会の平等」を重視するが、個人主義のリベラル・モデルとは異なり、個人のアイデンティティを超越した一般意思によって政治社会をまとめようとする。したがって、クオータにも、また女性を「グループ化」することにも反対である。しかし、クオータが一般意思の形成に資する場合には容認する。

このように、クオータはリベラル・デモクラシーとの間で激しい不協和音を引き起こす。それゆえ、クオータ擁護論には、現代社会に内在するリベラル・デモクラシーの限界や問題点が認識されている。他方、批判論を貫通するのは、リベラル・デモクラシーの整合性の維持という観点である。また、実用面からは、クオータの実際の効果や政治的インパクトといった問題が論争点になっている。しかし、批判論の多くは、容易に反論が可能な議論であり、クオータの課題は本質主義の問題に絞ることができる。以下では、まずクオータの二つのタイプの特徴をそれらの導入の経緯とともに概観したうえで、擁護論、そして批判論へと論述を進めていく。批判論では、それぞれの意見に対する反論を試み、この論争における残された課題を明らかにする。

Hosei University Repository

一　クオータをめぐる二つの潮流

すでに述べたように、クオータには、西欧諸国を中心に展開する政党型クオータと、主に非西欧諸国で導入されている法律型クオータとがある。これら二つの制度は、その導入の経緯や過程、また制度を支える論拠において大きく異なっている。

（一）政党型クオータ

一九七五年、ノルウェーの左派社会党と自由党が立候補者の四〇パーセントを女性にするという候補者クオータを導入した。この画期的な女性優遇策は、数年後にはノルウェーから近隣諸国、そして西ヨーロッパ全域の政党に模倣された。一九八〇年代から一九九〇年代半ばまでに、十一ヵ国二二政党が同様の政策を採用した（Caul 2001, 1218-1221）。伝播の波は、さらに中南米や東ヨーロッパ、アフリカの政党にも拡大し、現在七三ヵ国、一六三政党が導入している。[1]

このように世界各地に広まっているとはいえ、北欧で生まれ、西ヨーロッパの中で醸成された政党型クオータは、西ヨーロッパの政治文化と一体となった制度ということができる。西ヨーロッパの政党が矢継ぎ早に、候補者の中に女性枠を設定する新政策を打ち出したのはいかなる事情によるのであろう。ラヴェンダウスキ（Lovenduski 1993, 14）は、「女性自らの強い要求なくして、政党がより多くの女性候補者を立てる努力をすることはない」と指摘して

Hosei University Repository

いる。まず何よりも、女性優遇策を求める女性運動の突き上げを挙げなければならない。一九七〇年代から八〇年代にかけて、フェミニストたちの社会運動が欧米諸国で沸き上がっていた。この二〇世紀後半に起こったフェミニズムの波は、イデオロギーや闘い方において異なるリベラル、ソーシャリスト、そしてラディカルという三つの流派によって構成されていたが、西ヨーロッパにおいて主導権を握ったのはラディカル・フェミニストであった（衛藤、二〇〇五年、一二―一三頁）。参加民主主義に共鳴するラディカル・フェミニストは、代議制民主主義に懐疑的であり、議会や政党、選挙といったリベラル・デモクラシーの政治制度に背を向けた。彼女たちは、現実政治にかかわることよりも、女性の意識高揚（コンシャスネス・レイジング consciousness raising）や女性独自の文化や価値観の創造といった自己変革運動に集中した。

ところが、こうした西ヨーロッパの女性運動の一般的な傾向のなかにあって、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの女性運動にラディカル・フェミニズムは浸透せず、女性活動家たちはむしろ左翼政党に接近し、政党内部から政治的権利を拡張することに力を注いだ（Phillips 1991, 85）。女性団体の高い組織力に支えられた女性活動家たちが、女性票の獲得を狙う政党に歓迎されたことは想像に難くない[2]。その結果、これらの国では、一九七〇年代に女性国会議員が増加し始め、八〇年代前半には二〇～三〇パーセントの比率を占めるようになっていた（*ibid.* 84）。そして、このように議会において、ある程度の数を占めるようになったことで、党内における女性議員たちの発言力は増し、党運営に影響力を行使するようになった。女性党員の影響力が強まっていればこそ、女性優先枠という男性党員には不利な選挙政策が実行されることになったのである（Freidenvall, Dahlerup and Skjeie, 2006, 62-64）。

一九八〇年代も後半になると、ラディカル・フェミニストの影響力は急速に低下し始め、一九九〇年代には、女性

Hosei University Repository

運動の関心は、専ら女性の政治的代表性を高めることを目的に現実政治に向けられるようになった（Lovenduski, 1996, 1）。たとえば、ラディカル・フェミニズムの影響力が最も強かったイギリスにおいても、女性の社会的経済的状況を改善するには、政治的意思決定に参加する必要があると考えるようになった女性運動の活動家たちが、労働党に加入した。しかしながら、彼女たちは、女性党員には党の意思決定機関への参加や選挙に立候補する機会がほとんど与えられていないという、党の旧態依然とした体質に不満を募らせた。すでに北西ヨーロッパの左翼政党の多くがクオータを導入して女性議員を増やしていることは広く知られていた。また、社会主義女性の国際的組織は、すべての左派政党に女性の代表性を高めることを求める勧告を決議していた。こうした外圧を梃に、彼女たちは、立候補と党内執行委員への任命において女性党員を優先することを党幹部に要請した。折しも、一九七九年に保守党に政権を奪われて以来、支持率の低迷に悩んでいた労働党は、新しい支持層の開拓を模索していた。保守党が相対的に多くの女性票を獲得しているのに対し、労働党は労働組合の党、そして労働組合の一般的な印象から導き出される「マッチョ」な党というイメージが災いして、女性には人気がなかった。女性票の獲得が勝利の鍵であった。女性党員の要求は党勢回復の切り札として、党幹部に受け入れられ、一九九三年労働党はクオータを導入した（Short 1996, 19-22）。

このイギリス労働党の事例が示すように、女性運動の要求は、女性票の獲得をめざす政党の方針とも合致していた。クオータを導入している西ヨーロッパの多くの国に共通する傾向の一つが、クオータの導入がまず歴史の浅い新興政党から始まっている点である。新参の政党が、左翼政党やブルジョワ政党といった既存政党の一角に食い込むには、これらの政党の固定的な支持者ではない層に働きかけなければならない。伝統的な階級構造に必ずしも組み込まれていない女性は、格好のターゲットであった。一九八〇年代から九〇年代に、西ヨーロッパ各国で緑の党（環境政党）

Hosei University Repository

の結成が相次いだが、そのほとんどがクオータを導入した。[3] 緑の党が母体とする環境保護運動は、旧来の運動組織にみられる階層的な組織運営を拒絶し、より開かれた平等主義を志向した。また、フェミニズムとの親和性が高かったことも、クオータを導入する誘因となった。[4]

現職議員を押し退けることになるクオータの導入は、党組織の構造や運営が官僚化した政党よりも、柔軟な運営ができ、権益構造がまだつくられていない新興政党のほうが容易である。しかしながら、クオータの導入によって新興政党が成功を収めると、既存政党も後に続いた。なかでも、緑の党や左派新党に支持票を脅かされた古参の左翼政党の行動は素早かった。たとえば、西ドイツの社民党（ＳＰＤ）は、緑の党が一九八七年に五〇パーセントのクオータを実施して女性票の獲得に成功すると、早くも翌年には割り当て率こそ二五パーセントであったが、クオータの導入に踏み切った。カウルは、自由競争を制限するクオータは、保守あるいはブルジョワ政党よりも左翼あるいは労働者政党に受け入れられ易いと述べている（Caul 2001, 1220-1221）。しかしながら、ライバルの左派政党の動きに、中道・右派政党も同調せざるを得ず、クオータは政党のイデオロギーを超えて広まった。

さらに、イギリス、フランスを除く西ヨーロッパ諸国の選挙制度が、比例代表を基礎に構成されていることも、クオータの浸透を促した。[5] ノリスが指摘したように、比例代表には女性を候補者として受容する素地があったうえ、制度自体がクオータを適用し易い構造を備えている。西ヨーロッパで採用されている比例代表は、日本の総選挙で採用されている比例代表と同様、有権者は政党に投票し、政党はその得票率に応じて、予め有権者に提示していた候補者名簿の中から当選者を獲得するものである。この政党の候補者名簿に載せるメンバーのうち、その四〇パーセント、あるいは五〇パーセントを女性に割り当てるというやり方は、技術的にも簡単であるばかりか、多数代表で起こり得

Hosei University Repository

るような、候補者の選定をめぐる軋轢を回避することができる。小選挙区制のもとでクオータを導入したイギリス労働党は、女性候補者名簿（women's shortlist）を作成し、議員が引退する選挙区および勝機のある選挙区それぞれの半数の候補者を、この女性名簿から選出するという方法を採用している。そこには、女性が当選の見込みのない選挙区ばかりに回されるのを避ける一方で、現職議員の利益との調整を図るという配慮が見られる（Norris 2004, 202）。小選挙区制のもとでクオータを採用するのは、比例代表制ほど容易ではないのである。

すでに述べたように、比例代表制の投票において有権者が選ぶのは政党であり、どの人物を議員に選出するのかは政党に委ねられている。ところが、フィンランド、デンマーク、オランダ、ベルギーなどの比例代表では、有権者は候補者名簿の優先順位を自分で決めることができる（Norris 2005, 51; European Parliament 1997, 22-24）。このように、有権者が候補者の順位に自己の選好を表明できる方式は「開放名簿（open list）」[6]、一方有権者に当選者の選択権が与えられていない場合には「閉鎖名簿（closed list）」と呼ばれている。キッティルソン（Kittilson 2005, 640-641）は、フィンランドがクオータなしに女性の政治的代表性を高めることができた理由の一端は、この「開放名簿」にあったと指摘している。フィンランドの女性国会議員の比率が増加し始めた一九七〇年代、フィンランド女性の投票率は男性のそれを上回っており、女性の選択は投票結果を左右した。すでに指摘したように、ラディカル・フェミニズムの影響の薄かったフィンランドの女性運動の活動家たちは、大挙して左翼政党に加入し、政党政治を通して男女平等の実現をめざした。彼女たちは選挙で比例名簿に名前を連ねたものの、その順位は低く、閉鎖名簿方式に基づいて当選者が機械的に決められたのであれば、当選できるはずはなかった。ところが、開放名簿方式のフィンランドでは、有権者に順位の決定が委ねられている。女性有権者は、挙って女性候補者を上位に並べた。その結果、フィン

Hosei University Repository

ランドの女性議員数は急速に増え始め、クォータによって効果を上げている近隣諸国と同等か、それ以上の成果を上げた。フィンランドの女性たちは、クォータをもはや必要とはしなかったのである。

(二) 法律型クォータ

法律型クォータは、現在四三カ国で採用されている。それらのうち、クォータを憲法で定めている国が五、選挙法によるものが二九、憲法と選挙法の両方で規定しているのは九カ国である。[7] これらの国で法制化されているクォータのほとんどは、立候補者の一定比率を女性とする選挙クォータであるが、いくつかの国では議席の一定割合を女性に配分する議席クォータ (quotas for reserved seats) を採用している。[8] 候補者クォータの場合、大半がその配分率を三〇パーセント程度に設定している (Dahlerup and Freidenval 2005, 33-34)。欧米先進国のなかでこれを採り入れているのは、ベルギーとフランスのわずか二カ国にすぎず、法律型クォータは、非西欧諸国で発展してきた制度ということができる。ここでは、中南米、アフリカ、アジアの法律型クォータに注目し、それがどのような背景のもとで登場したのかをみていくことにしたい。

クォータ制度導入の嚆矢は、一九九一年に憲法改正とクォータ法の制定によって、立候補者に三〇パーセントの女性枠を規定したアルゼンチンである。クォータ制度の議論は、一九八〇年代、軍事政権から民主政権への移行のなかで登場した。一九八九年には初めて公正な総選挙が行なわれ、民主的に政権が交代した。この政治体制の民主化過程において、優先課題の一つとされたのが、女性の政治代表の向上であった。「二級市民」とされてきた女性の政治的地位を引き上げることは、民主化の進展を可視的に示すことができる。しかしながら、クォータの制度化がアジェン

Hosei University Repository

ダに挙がったのは、それだけではない。軍事独裁体制と闘ってきた女性運動が、今度はその鉾先を議会の中で女性の政治的影響力を増すことに向けたからでもあった。西ヨーロッパの経験からクオータの有効性を学んだアルゼンチンの女性たちは、大衆運動を組織して、その制度化を社会と議会に訴えた（Gray 2003, 57-60）。クオータ法は、民主体制の確立という国家プロジェクトと女性運動の要求との幸福な結婚によって生み出されたのである。アルゼンチンの新制度は、数年を経て近隣諸国に伝播した。中南米の一〇カ国がアルゼンチンの後を追ったが、それらのうち七カ国の新法制定は一九九六年、九七年の二年間に集中している[9]（Dahlerup and Freidenval 2005, 33-34）。

中南米で起こった「クオータ熱 quota fever」（*ibid.* 32）は、二〇〇〇年代に入るとアジア、アフリカ、東欧などにも飛び火した。この時期にクオータ法を制定した国家のなかには、たとえばボスニア・ヘルツェゴヴィナ（二〇〇一年に三三パーセントのクオータ法を制定）、マケドニア（二〇〇二年、三〇パーセント）、セルヴィア・モンテネグロ（二〇〇二年、三〇パーセント）、ルワンダ（二〇〇二年、二四議席）、アフガニスタン（二〇〇四年、二五パーセント）、そしてイラク（二〇〇五年、二五パーセント）といった、内戦や戦争で疲弊し、国家秩序の回復に苦闘する国々が含まれている。これらの国では、新しい憲法を制定し、民主的な政治制度を構築するネイション・ビルディングの一環として、クオータ制度が設立された。クオータの導入が、これらの国の復興を支援した国連やヨーロッパ連合など国際機関の主導によって実現したことは言うまでもない。しかしながら、改革はただ上から降りてきたわけではなかった。現地の女性運動の強い要求が、国際的な復興支援機関を動かし、その改革を支えた。たとえば、ダレループとフレダンバル（Dahlerup and Freidenval 2005, 35）によると、アフガニスタンとイラクでは両国の女性たちがまず要求を突きつけたのに対し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナではヨーロッパ連合によって組織された上級代表事

Hosei University Repository

務所（The Office of the High Representative）が提案をし、それを現地の女性組織が強く支持することによって実現をみた。ダレループは、男性中心の政府指導部を動かすには、国際機関と女性運動の双方向から圧力をかけるのが有効だと述べている。[10]

女性運動と国際社会からの圧力は、ポスト紛争国家以外でもクオータ法の制定を導く要件である。たとえば、アフリカ諸国[11]の間にクオータが浸透したのは、何よりも女性運動の成果だと指摘されている（Tripp 2004, 72）。トリップ（*ibid.* 75）によると、アフリカの女性たちは自らの政治代表の向上を求めて大衆運動を組織し、クオータ制度の採用を政府や政党に迫った。その成功に至るまでの過程を女性運動が主導した。伝統的に女性運動が活発なパキスタン、バングラデッシュ、インドなど南アジアでも同様の傾向がみられる。[12]そして、女性運動が主張の根拠としたのが、女性の政治的地位の向上を要請する国連の決議や勧告であった。一九八五年のナイロビ女性会議に続いて、一九九五年の北京会議における重要議題は、女性の政治代表の向上であった。北京会議では、二〇〇五年までにあらゆる意思決定機関の構成員の少なくとも三〇パーセントを女性にするという目標が参加国に課せられた。各国における目標の進捗状況は、国連女性の地位委員会によって逐次監視され、この目標がどの程度達成されているかが公表される。女性運動は、女性の政治的代表性の向上は世界の潮流だという国際的な合意を楯に、自国の政府に圧力をかけたのである。他方、これらの国の政府にとっても、女性の政治的地位を向上するための国を挙げての取り組みは、自国が民主的政治体制の構築に努力していることを国際社会に顕示する格好の材料である。女性の政治的権利の強化は、民主化のシンボルとなった。

さらに、西ヨーロッパや中南米の事例でもみたように、同様の制度が近隣国へ伝播する連鎖反応もクオータが広が

Hosei University Repository

っていくうえで見逃すことのできない要因である。隣接する諸国が、競争心から似通った政策を採用するといったことは、理解に難くない。また、隣国の先進事例を草の根の女性たちが学び、自国にそれを採り入れようと行動を開始する場合も少なくない（Krook 2006, 114）。今や、クオータ法の制定は、中南米からアフリカ、そしてアジア諸国を覆い尽くす勢いで進んでいる。

二　クオータ擁護の論拠

（一）政治権力の民主的配分

クオータ擁護論は、まず女性の政治的代表性を高め、議会における男女の平等な均衡を図るべきだという前提に立っている。では、なぜ議会が男性優位であってはならないのか。しばしば耳にするのは、女性は人口の半数を占めているのだから、政治権力の半分を担うのは当然だという答えである。これは一見素朴な主張にみえるが、実は民主主義の本質に触れる問題を含意している。

民主主義のめざすところは、ごく単純に言えば、政治権力が一部の特定層に集中することを排除し、それを社会の構成集団に、より平等に分配することにある。民主政治による権力の分与は、歴史的には社会階級や経済階層、あるいは宗教などの文化的な区分に基づいて構成される集団を対象としてきた。ところが、フェミニズムは、男女の間に存在する支配と被抑圧の関係を明らかにし、女性を政治的利害において男性とは異なる社会集団として定義した。つ

Hosei University Repository

まり、たとえ同じ階級や階層に属し、同一の信仰や文化を共有していたとしても、男性集団が女性集団の利益を代表することはできない。女性の政治的利益は女性によって代表される必要があるというわけである。しかも、女性は社会の構成員としても多数派である。それにもかかわらず、男性が支配的な議会を民主的だということができるのか。女性の過少代表を放置しておくことは、民主主義の怠慢なのだ。事実、非西欧諸国におけるクォータ法の導入は、民主的政治体制の構築という論理によって支持されている。また、ダレループは、一九七〇年代、スウェーデンやノルウェーで、女性が自らの政治代表を高めるために立ち上がったとき、彼女たちは「女性の過少代表は民主主義に反する」という主張を根拠にして、政党や世論に働きかけたと指摘している。[13]

すでに述べたように、ラディカル・フェミニストは代議制民主主義を懐疑し、参加民主主義に共鳴した。それは、リベラリズムが、公的領域の政治社会と私的領域である家庭とを分断し、女性を私的領域に閉じ込めて政治領域から締め出したばかりか、家庭を非政治化したことによって私的な男女の関係から派生する女性の従属を黙殺してきたからである。「個人的な問題を政治化する（the personal is political）」というラディカル・フェミニストの関心は、私的領域の民主化に向かい、家庭、地域、職場において民主主義を実現することに注がれた。参加民主主義こそが、女性解放の道筋だと考えられたのである。しかしながら、参加民主主義は、女性解放にとって本当に有効な方法なのであろうか。

フェミニスト政治理論家のフィリプス（Phillips 1991）は、リベラル・デモクラシーの欠陥と参加民主主義の魅力を認めながらも、次のような理由から参加民主主義の実効性に疑問を提起する。まず、日常的な討論の積み重ねによって構成される参加民主主義が、過重なコストを必要とする点である。忙しい現代人、わけても家事や育児の責任を

Hosei University Repository

負う女性が、討議の場に参加する時間をつくることは容易ではないし、たとえ討論に参加できたとしても新たな負担を女性に課すことになろう。そして、日常生活における民主主義の実現が、必ずしも政治社会における民主主義の実現に結び付かない点である。というのも、政治社会で採用されている代議制民主主義は、投票という参加民主主義とは異なる論理と仕組みで構成されており、地域や職場で形成された合意と政治の場における決定とが異なることが予測できるからである。しかも、現代のような複雑で変化の激しい大衆社会において、参加民主主義に全面転換することはもはや不可能である。日常レベルで女性の境遇が改善されたとしても、それが法的な権利として制度化されなければ、一過性の現象で終わってしまうだろう。女性解放にとって、国家の意思決定の場に参加することはやはり不可欠なのだ。代議制民主主義に回帰するほかないのである。

さらにフィリプス（Phillips 1995, 1-26）は、議員はその選挙区のあらゆる意見を代表するので、女性の意見も当然それらの中に含まれていると考えるリベラル・デモクラシーの伝統的な代表制概念にも異議を唱える。彼女が「理念の政治 politics of ideas」と呼ぶ、この伝統的な代議制度において、選出された議員には、特定のいかなる意見にも組みすることなく、それらから距離を置き、（選挙区の）全体の利益のために公平に行動することが期待されている。確かに、政治社会が同質性の高い人びと―たとえば、人種や民族が共通する男性―によって構成されていた時代であれば、議員は個別の利害を調整して選挙民に共通の意見を集約し、あらゆる有権者の代表として振舞うことも可能であろう。ところが、現代の政治社会は性別、人種、民族など集団的特性の異なる多様な人びとによって構成され、利害の調整や意見の一致は極めて困難になっている。それにもかかわらず、相変わらず伝統的な代表制概念に依拠するならば、女性やたとえ男性であっても非白人系、障害者、少数民族出身といった政治的少数派の人びとの意見は、

Hosei University Repository

中産階級出身の健常者、さらに欧米社会では白人といった特定の男性集団が多数派を占める議会によって無視され、彼らの利益は損なわれたまま放置されることになる。それゆえ、政治的少数派は、自ら意見を表明するために、自分たちの代表を議会に送らなければならない。フィリプスは、今日の多民族・多文化社会において求められるのは、「理念の政治」ではなく、政治社会を構成する集団間の政治的価値や意見の違いを認め、こうした異質性が議会で代表される「存在の政治 politics of presence」なのだと主張する。

とはいえ、男性多数派が支配する議会であっても、議会がつねに彼らの意見だけを反映して運営されているわけではあるまい。彼らが取り扱う政治課題の多くは、その政治社会の全構成員に関係し、社会全体の利益に奉仕するものであろう。また、再選の可能性を念頭に置くならば、有権者の多様な意見に耳を傾けなければならない。議員の存在意義が強く印象づけられるような課題であれば、少数派集団に固有の問題にも取り組むにちがいない。そこで、マンスブリッジ（Mansbridge 2005, 624-628）は、政治的弱者の利益が代表されない場合を次の三点に限定している。まず彼らの問題が未だ漠然としていて、第三者に伝わるようには、明確化されていない場合である。その集団出身の議員であれば、こうした漠然とした問題を受け止め、政治課題として立ち上げることができる。第二に、性差別や人種差別といった、政治的多数派と政治的少数派との間に生じる差別と被差別―あるいは支配と被支配―の関係が両者の対話を遮断し、後者の意見が前者に伝わらない場合である。最後に、議会で存在感を示すことが多数派の問題関心を呼び起こすような場合である。たとえば、身体に障害のある議員の存在は、健常者の同僚に障害者が社会参加をする上で直面する様ざまな問題を雄弁に語ることができる。

人は自分が関心をもつ事柄により熱心に取り組み、その関心はその人の価値観や経験と切り離すことができない。

Hosei University Repository

このことは、議員も同じである。マンスブリッジ（*ibid.* 625-626）は、議員の政治活動にその個人的な経験が大きく影響するということを証明したバリー・バーダン（Barry Burden）の研究を紹介している。バーダンが二〇〇五年に合衆国連邦議会下院議員に行なった調査は、喫煙する議員は非喫煙議員よりもタバコを規制する法案に反対し、学童期の子どもを持つ議員は学校選択に関する議題に積極的であり、また彼らの中でも子どもを公立学校に通わせている議員は私立学校に通う子どもの親を支援する政策に反対であるし、さらに福音主義プロテスタントやカソリックの議員は、信仰に基づいた提案に熱心である一方、幹細胞に関する研究には反対する傾向にあることを明らかにしている。確かに、女性に向けられる性的な暴力や嫌がらせ、少数民族の権利や文化の保護といった問題は、多数派集団の男性が支配する議会では、なかなか取り上げられない課題であろう。埋もれた問題を表出させ、政治課題として提起するには、その問題に関心をもつ議員の存在が欠かせないのである。

（二）被抑圧者集団に対する正義

政治的少数派が議会で議席を確保すること（descriptive representation）は、実体としても、また象徴的にも重要なのである（*ibid.* 622）。だが、すでにみてきたように、特定の男性集団が議会の多数派を占め続けており、クオータのような積極的な方策を講じないかぎり、この政治的不均衡を是正することはできない。現在女性の政治的代表性が向上している国でも、ここに至るまでには長い年月を要している。女性議員数の多寡やその向上の進捗度に違いはあれ、女性の政治的過少代表はあらゆる国に共通する現象である。では、なぜ女性―そして非主流派の男性―は、政治的に二流市民化されてきたのであろう。ヤング（Young 1990, 114-137）は、近代的シティズンシップが提起す

Hosei University Repository

る「普遍的平等」が、不平等を生み出すと主張している。[14] 近代リベラリズムが立ち上げたシティズンシップは、階級、性別や人種、身体的特徴など個人の属性を捨象し、国民を均質な人間と規定することによって、すべての国民に等しく権利を分け与えた。言い換えれば、個人や集団の間の差異を無視することが、全国民に平等に権利を分かつというフィクションを成り立たせている。女性、非白人系や移民してきた国民は、この普遍主義のもとに平等な権利を保障され、政治に等しく参加することができるようになった。

しかし、権利は平等であっても、その権利を行使する機会がすべての人に平等に開かれているわけではない。というのも、政治制度を成り立たせている仕組みやその文化は、その社会の主流派の男性を基準にしており、この基準から外れる非主流派の人びと—女性、非白人、移民、障害者—にとって、政治制度は越えがたい壁となって立ちはだかるからである。そもそも近代市民社会の政治制度を構想したのは男性中産階級であり、やがてこのなかに労働者階級の男性が含まれるようになった。そして、女性の政治参加は、いくつかの例外を除いて二〇世紀に入ってからである。主流派の男性が政治社会の「先住者集団」であるのに対し、女性や非主流派の男性は、政治社会に遅れてやってきた「後続者集団」である。先住者の流儀や習慣に基づいて形成された世界に、彼らとは異なる特性をもつ集団が参入することがいかに難しいかは、伝統と格式を重んじる組織に新参者として飛び込んだときのことを考えれば、容易に想像できよう。アメリカ合衆国の政界は、WASPと呼ばれるアングロサクソン系白人新教徒の男性が共有する流儀と文化によって固められた、排他的な社会を形成しているという。また、日本の議員活動も、女性の考え方や行動規範、あるいはライフスタイルから大きくかけ離れている。昼夜の別なく続けられる国会審議、公開の審議よりも水面下での根回しや取引が重視される国会運営、派閥にみられる親分・子分の関係といった日本の政界のありようには、日本

Hosei University Repository

の伝統的な「男性らしさ」が染み込んでいる。

先住者集団は、政治社会の支配層という特権的な地位によって、彼らに特有の規範や文化こそが普遍的なものであり、後続者たちのそれは普遍的基準からの逸脱であり、政治社会には相容れないものだと考える。「先住者集団」が確立した世界に「後続者集団」が参入するには、先住者の流儀や文化に「同化」し、「名誉男性」や「名誉白人」になるほかない。しかし、「同化」できる人がいる一方で、そうすることのできない人もいる。政界の同質的な文化の中に、異質な集団がなかなか入っていくことができない現状をみる限り、同化できない人のほうが多いはずである。それは、能力の問題というよりも、アイデンティティの問題である。「女性であること」や「黒人であること」をなぜ捨てなければならないのか。自らのアイデンティティや固有の文化の放棄を迫られることは、果たして正義に適うことなのか。つまり、政治的に周辺化されている人びとに落ち度があるのではなく、政治を支配してきた主流派の男性集団の特権的な立場こそが問題なのだ（Bacchi 2006, 35）。クォータは、政治的に二流市民として扱われてきた集団が自らのあり方に誇りを失うことなく、政治的代表性を高めるための方法である。

（二）現実的効果

男性優位の政治制度のもとで、女性の政治的代表性を引き上げるのは簡単なことではない。クォータが支持されるのは、まさにそれが女性議員の数を増やす効果的な装置だという点にある（Kittilson 2005, 638）。カウル（Caul 2001, 1221-1222）は、西ヨーロッパにおける政党型クォータの導入と女性国会議員数の上昇との相関性から、このことを実証している。一九七五年から九五年までの間にクォータを採用した政党（二一）と未採用の政党（五〇）、

Hosei University Repository

それぞれにおける女性議員の増加率を比較すると、クォータの採用によって女性議員の数は急上昇し、一九九五年時点で前者の女性議員の比率は後者のそれよりも平均で一五パーセント余り上回っていた。

さらに高い効果が期待できるのが、法律型クォータである。ダレループとフレダンバル（Dahlerup and Freidenvall 2005, 27-28）は、デンマークとコスタリカにおける女性国家議員比率の年次推移の比較から、法律型クォータの即効性を例証している。コスタリカは、一九九六年に全政党に立候補者のうち四〇パーセント以上を女性とすることを命ずるクォータ法を制定した。クォータ法実施以前に行なわれた選挙（一九九八年）における女性議員の比率は一九パーセントであったが、制度の実施後初めて行なわれた選挙（二〇〇二年）ではその比率は三五パーセントに跳ね上がった。この三五パーセントという比率は、デンマークの水準に等しいが、同国がこの水準に至るまでには二〇年間、八回もの選挙を要している。クォータ法の導入が、コスタリカを一夜にして世界のトップクラスに引き上げたのである。ダレループとフレダンバル（*ibid.*）は、デンマークのような、徐々に女性議員が増加していくタイプを、増加率が緩やかな曲線を描くことから「漸増軌跡 incremental track」、他方コスタリカにみられるような、法律型クォータによって一気に上昇を果たすタイプを「急増軌跡 fast track」と呼んでいる。非西欧諸国がクォータ法を制定すると、その女性議員の増加率は大抵「急増軌跡」を描くことになる。

しかしながら、クォータを実施するすべての国で目覚しい成果が上がっているということではない。その成功は、採用されている選挙方式やクォータの制度設計によって異なる。クォータの効果が現れやすい選挙方式は、女性を機械的に候補者名簿に掲載できる比例代表である。クォータ法をもつ非西欧諸国の選挙方式は、ほとんどが比例代表である。[15] 他方、小選挙区制は、女性は勝ち目のない選挙区に回されがちなので、効果が上がりにくいと指摘されている。

Hosei University Repository

しかし、すでにみたように、イギリス労働党の場合、有利な選挙区と考えられる引退議員の後任区と勝利の見込める選挙区に女性を配置することで、クォータ導入後初めて実施された一九九七年の総選挙において、女性議員を倍増させた（Norris 2004, 202）。クォータの設計も、効果を左右するのである。比例代表にクォータを適用する場合でも、女性を候補者名簿の下位に並べるようなやり方をすれば、効果は上がらないだろう。このような作為的な障害を回避するため、たとえば五〇パーセントのクォータを実施しているスウェーデンの社民党は、候補者名簿に男女を交互に並べる「ジッパー」と呼ばれる方法を採用している（Dahlerup and Freidenvall 2005, 39）。これは、まず男女別の候補者名簿を作成し、それぞれの名簿の上から順に男女を一人ずつ互い違いに組み合わせるものである。

法律型クォータでは、割り当て比率の設定の仕方、違反した場合の罰則規定の有無など、法の規定内容が効果に影響する。たとえば、ネパールやアルメニアのように、比率が五パーセントと極端に低い、あるいは割り当ての指示が三〇パーセント「以下」あるいは「以内」といったように頭打ちになっていると、効果がないばかりか、逆効果にさえなりかねない。また、罰則規定が設置されているだけではなく、抜け道を作られないように設計されている必要もある。全政党にその候補者の半数を女性とすることを命じたフランスのパリテ法（二〇〇〇年）が、施行後の国政選挙（二〇〇二年）で、女性議員の比率をわずか一・五パーセント引き上げたにすぎなかったのは、女性候補者が勝ち目のない選挙区に回されたことに加え、主要政党が女性候補を立てることよりも罰金を支払うほうを選んだためであった（Kittilson 2005, 639-640）。パリテ法の規定では、クォータが達成されない場合、政党は未達成の比率に応じて罰金を支払わなければならないが、その一方で各党は選挙の得票率に応じて国庫補助金を受け取ることができる。その結果、政党には、有力な男性候補を立てることによって獲得できると予想される補助金とクォータの比率を割る

Hosei University Repository

ことで支払わなければならない罰金とを比較考量し、より有利なほうを選ぶという選択肢が与えられた。与党国民運動連合（UMP）と社会党（PS）は、有力な男性候補者によって得票率を上げたほうが、罰金を支払うよりも有益だと判断し、それぞれの女性候補の比率は二〇パーセントと三六パーセントであった。他方、少数派の国民戦線は、補助金の獲得よりも罰金の支払いのほうが上回ることが予測されたため、女性候補者の割合は実に四九パーセントに達した。しかし、国民戦線は得票率が低く、女性候補は落選した。パリテ法は、制度の組み立て方によっては、効果の薄いクォータもあり得ることを示している。

三　クォータ批判と反論

クォータに向けられる批判は、その実施によって生じる問題や実効性に対する疑念といった実用上のものから、フェミニズムの原理にかかわるものまで多岐に及んでいる。しかし、いずれの批判も、その基本にあるのは、平等をめぐるフェミニストの意見の相違であり、またフェミニズムの教義とリベラリル・デモクラシーとの調和をめぐる対立である。ここでは、批判的意見を網羅的に紹介し、さらにそれぞれに対する反論を試みる。

（一）スティグマ

クォータの実施がもたらす弊害の一つは、女性に付けられる汚点――「スティグマ」――の問題である。すなわち、クォータによって立候補し、当選を果たした女性は、特別な取り扱いによってその地位を手に入れたので、通常の経

Hosei University Repository

路から政界入りした男性よりも能力的に劣っているとみられ、非難や差別的な取り扱いを受ける（Dahlerup and Freidenvall 2005, 31）。たとえばドイツは、キリスト教社会同盟（ＣＳＵ）と自由民主党（ＦＤＰ）を除いて全政党がクオータを導入し、女性議員数を確実に増加させている（表参照）。ところが、クオータを経由して当選した女性議員たちは、しばしば男性の同僚から、「女性ゆえに優遇されている」という非難を浴びせられる（Krook, Lovenduski and Squires 2006, 201-202）。また、家父長的な伝統の強いアラブ諸国では、このクオータに対する偏見と女性蔑視とが相俟って、女性議員は軽視され、議会の「お飾り token」のように扱われる（Abou-Zeid 2006, 190; Dahlerup 2006, 202）。

クオータは、議会における女性の地位を貶め、女性が政治的能力を発揮するうえで障害となるというのである。しかし、女性議員に向けられる差別や不当な取り扱いは、クオータだけが理由であろうか。この問題の根は、クオータよりも女性が議会の少数派に止まっていることにありはしまいか。少数派が軽視され、差別的取り扱いを受けるのは、社会組織一般に共通する集団の病理の一つである。しかも、アラブ諸国に限らず、家父長制の伝統はどの国家にも存在しており、議会といえども、女性蔑視の文化から自由ではない。男性優位の議会のなかで、少数派の女性が弱小勢力というだけでなく、その性別ゆえに、屈辱的な処遇を受けることはあり得ることだ。加えて、彼女たちが男性の既得権を尊うクオータによって参入してきたとなれば、男性議員の彼女たちに対する態度は嫉妬や憎悪のためにさらに悪化するであろう。

事実、ダレループ（Dahlerup 2006, 302-303）は、北欧諸国のように、女性議員の数がもはや少数派と呼ぶことができない程度にまで増加してくると、女性議員に向けられるいなかるスティグマも消失することを論証している。な

Hosei University Repository

かでも、スウェーデン社民党の「ジッパー」制度は、当選者の男女比も均衡するように工夫されている。候補者名簿の第一順位を男女のいずれにするかによって、どちらかが一人だけ上回ることになるが、議員の男女比はほぼ均衡する。ダレループは、このジッパー方式のもとでは、女性議員が「クォータ女性」と呼ばれるのであれば、男性議員も同類なので、クォータを理由に女性を特別視することはもはや意味をなさない、と述べている。

他方、女性自身が、クォータを用いることに引け目を感じる場合があるかもしれない。こうした感情は、男性が所有する権利を彼らの好意によって分け与えてもらった、すなわちクォータを「恩恵」とみる考え方から生じる。だが、すでに論じたように、政治的代表制は政治社会の構成員すべてに開かれた権利であり、単に男性は先住集団としてそれを独占してきたにすぎない。クォータは、政治的劣位にある後続集団が速やかに代表性を改善するための手段である。つまり、それは、女性に恩恵を与えるのではなく、男性が享受してきた「特権」を返却させ、権利の公平な分配を目指すものなので、何ら恥じることはない（Bacchi 2006, 35）。それどころか、クォータによって多様な女性候補者が登場すれば、有権者の選択肢を増やすことができる（Dahlerup 2006, 11）。

（二）非民主的現実の隠蔽

バルデス（Baldez 2006, 106-107）は、未熟な民主政治のもとで実行される法律型クォータは、非民主的な現実を覆い隠し、真の改革から人びとの目を逸らさせる、と指摘している。彼女によれば、ラテン・アメリカで実施されているクォータ制度は、新しい酒を古い皮袋に入れるようなもので、クォータという新発想の改革も旧態依然の制度の中では、それが本来期待したようには機能できない。というのも、クォータを実行する政党の権威主義的な体質は一

Hosei University Repository

向に変わっていないので、女性候補者の選出は政党幹部の恣意的な判断に委ねられ、却って反民主的な党運営を強めているからである。そして、一層問題なのは、クオータ制度が一見政治の民主的改革を促進しているように見えるので、人びとはそれで満足し、政党の民主化といった、より重要な改革が放置されたままになることである。バルデスは、クオータが政治の現状を固定し、既存の非民主的体制を強化してしまう危険性を持っていると警鐘を鳴らす。

このような危惧は、アフリカなどの新興国のクオータ制度にも起こり得るのではないか。クオータの憲法規定をもつルワンダでは、内戦後初めて行なわれた二〇〇三年の選挙で、女性が国会議員のほぼ半数を占めるに至った。かつてジェノサイドで荒廃した国家が、今や世界で最も高い女性議員比率を誇るという事実は、多くの人びとを驚かせずにはおかないだろう。もっとも、この女性の政治代表において目覚しい成果をあげた選挙では、重大な不正や詐欺が横行したばかりか、投票直前に主要な野党が活動を禁止され、野党候補者の出馬が無効になったことが、欧州連合選挙視察団によって報告されている(16)。民主的選挙とは名ばかりの独裁政治がまかり通っていたのである。しかし、それにもかかわらず、女性の政治代表の飛躍的な進展というインパクトのある出来事に人びとの関心が奪われるならば、腐敗の現実が見落とされかねないだろう（Baldez 2006, 108)。

民主主義に貢献するはずの制度が、民主主義の進展を妨害するような事態を引き起こしてしまうのは、確かに起こってはならないことである。しかし、クオータ制度と政治それ自体が抱える問題とは、切り離して考えるべきであろう。クオータ制度に政党の非民主的構造や選挙の腐敗の原因があるわけではないし、女性議員増加の結果として、政治の浄化が進むことは期待できるにしても、クオータ自体が政治改革を目的したものではないからだ。このような立場から、ネナヴァダカァ（Nanivadekar 2006, 119-120）は、南アジアで実施されているクオータを積極的に評価す

Hosei University Repository

る。パキスタンのような「見せ掛けの民主国家」(*ibid.* 119) では、議会の権能が骨抜きにされているので、議員の政治的影響力は小さい。クオータによって国会議員の二〇パーセント余りを占めるようになった女性議員たちは、見せ掛けの民主主義の「お飾り」程度にすぎないのかもしれない。しかし、彼女は、そうであったとしても、女性が政治家として経験を積む機会を与えられ、未来の真の民主政治において、重要な役割が果たせるよう準備できることは意味のあることだ、と主張する。

さらに、ネナヴァダカァ (*ibid.* 122-124) は、インドの地方選挙の事例から、クオータが女性の社会的・経済的エンパワーメントに貢献することを論証している。インドの地方自治体議会では、その議席の三三パーセントを女性に配分する議席クオータが憲法で定められている。ネナヴァダカァによると、農村地帯の女性の殆んどは、読み書きもできず、家庭では夫や年長者に虐げられ、政治とは無縁の人びとなのだが、憲法の規定ゆえに彼女たちは半ば強制的に議会に動員される。しかし、議員になった村の女性たちは、文字を覚え、政治活動を通して自尊心を取り戻し、五年間の任期を全うするときには、夫や年長者に向かって自己主張ができる自立した女性に成長するという。議員活動は村の女性たちにエンパワーメントの機会を提供し、こうした彼女たちの政治参加は、クオータなしに実現されることはない。少なくとも南アジアの事例は、クオータ制度が女性を政治的かつ社会的に成長させ、それが延いては政治社会の民主化に貢献することを示唆している。

(三) 女性議員の貢献

女性の政治代表の向上は、女性有権者にいかなる対価を与えるのであろう。女性議員数の増加に比例して、女性一

Hosei University Repository

般の社会的・経済的状況も改善されていくのか。残念ながら、この疑問に明確に答えることのできる実証研究は、未だ十分には行なわれていない。しかし、経験的に、女性議員数の増加が、確実に女性の地位向上に資すること、すなわち「質の変化」に必ずしも結び付いていないことが指摘されている（Bacchi 2006, 38）。女性議員の増加が直ちに女性に利益をもたらすということは、あまり期待できそうもない。そして、このことが、女性たちのクォータに対する関心を弱める。クォータによって女性議員を増やしても、女性のための社会政策がさほど追求されないとなれば、女性たちはクォータ制度を積極的に推進しようとは考えないだろう（Krook 2006, 111）。

数の増加が質の変化に結び付かない理由の一つは、議会における女性議員数がまだ十分ではないからである。スティグマの問題でも論じたように、少数派は軽視され、差別的な取り扱いを受けることさえある。議会の中で発言力のある存在として認められ、政策決定に影響力を持つには、ある程度の人数が必要である。チャイルズとウイゼィ（Childs and Withey 2004）は、イギリス労働党の女性議員の事例から、少数派が政策を実現することの困難さを論じている。一九九七年のイギリス総選挙において、クォータを導入した労働党は一〇一人の女性下院議員を当選させ、下院における女性議員の比率は一八・四パーセントに引き上げられた。労働党の女性下院議員たちは、女性有権者、わけても彼女たちの立候補と当選を組織的に支援したフェミニスト団体の期待に応えるため、何と五千ものジェンダー関連政策を推進するための動議を行なった。しかし、その殆んどは、議会のみならず労働党の男性同僚によってことごとく却下され、実現させることはできなかった。

どの程度の人数を確保すれば、政治的成果を得ることができるのであろう。女性議員の「限界質量 critical mass」の比率は、フェミニストによって多少バラつぎがあるが、一般的には三〇パーセント以上とされている。もっとも、

Hosei University Repository

三割そこそこでは、集団としての存在は印象づけられても、その発言が政治的に影響力を持つまでには至らない。IPUが調査をしている一八八カ国の中で、女性国会議員の比率が三〇パーセントを超えているのは、上位二〇カ国である（表参照）。そして、男性議員とほぼ拮抗する半数近い勢力となっているのは、ルワンダとスウェーデンの二カ国にすぎない。女性議員の数は目に見えて増加し、彼女たちも女性の期待に応えるべく努力はしていても、殆んどの国では未だ議会の中で実効的な影響力を行使できるほどの人数には達していないので、成果がなかなか見えてこないのである。

では、スウェーデンの女性議員のように、数において男性に拮抗している場合はどうであろう。周知のように、スウェーデンの女性のための社会政策や家族政策は、家庭と仕事の両立に悩む女性たちの垂涎の的であり、先進諸国におけるジェンダー政策の規範になっている。このスウェーデン・モデルの構築と女性議員数との因果関係を示す客観的な証拠はないが、女性議員の多さがジェンダー政策の発展に大きく寄与していることは疑いないかろう。だが、女性議員数がその唯一の要因ではない。反対に、ジェンダー政策の充実が家庭と仕事との両立を容易にし、女性の政治代表を高めているという面もある（e.g. Siim 2000）。さらに、内国人労働力の調達というスウェーデンの国策も影響している。スウェーデンでは、一九五〇年代の高度成長期に生じた労働力不足をまず外国人労働によって解消しようとしたが、やがて社会権の要求や治安悪化など所謂移民問題が浮上したため、労働力調達を外国人から女性に転換した。こうして一九七〇年代以降、女性の就業率は飛躍的に伸び、今日、スウェーデンでは、健康な成人女性が就労するのは当然のことだと考えられている[17]。充実した社会政策は、女性就労義務化の対価だという側面もある。女性の状況を改善するには、政治と同時に女性をとりまく経済・社会条件の改善が不可欠なのである。

Hosei University Repository

政治的代表性が向上しても、経済・社会条件の改善なしには、女性の現状に大した変化はないという事実が明らかになることは、問題解決にとって進歩であり、まさにそれはクォータの成果である。しかも、歴史や文化が複雑に絡み合った経済・社会環境が法や政策の執行だけでは簡単には変化しないのに比べ、少なくとも女性の政治代表に関しては、クォータという方法によって劇的に変えることができる。その意味で、クォータは、政治に変化を起こして、社会の底上げを図る方法なのだ（Bacchi 2006, 39-40）。また、女性議員の増加は、徐々に男性同僚や有権者の態度を変え、やがて新しい政治文化を生み出すであろう。女性議員が増加し、珍しいものではなくなれば、もはや有権者は女性という理由で彼女たちを特別視しないであろうし、また男性議員も彼女たちを同僚として認めざるを得なくなるだろう。女性議員と男性議員、あるいは女性議員と有権者との相互作用は、やがて男性中心の政治文化を変えるに違いない。政治的態度や政治文化の変容には、形式的な変化が必要なのだ（Kittilson 2005, 640-641）。

（四）平等機会の制約

以上の三点は、クォータに対する実用面からの疑念や批判であった。これから論じる三つの問題は、イデオロギー面からのクォータ批判論であるが、それは主にリベラリズムからの異議申し立てといってよいだろう。まず、クォータが立候補の「機会の平等」を制約するという批判からみていくことにしよう。

「機会の平等」は、自由競争を前提にした考え方である。ある地位の獲得をめぐって複数の人びとが競うとき、その競争に参加する機会は、参加を希望するすべての人に平等に与えられなければならない。当該地位の性質から発生する特別な要件を除いて、性や年齢、出身、財産など個人の属性によって、参加の機会が制限されてはならないし、

Hosei University Repository

地位の獲得もそうした属性ではなく、その地位を全うするうえで求められる能力によって決定される必要がある。つまり、機会の平等は、メリット・システム、あるいは能力主義と一体化した考え方でもある（Bacchi 2006, 33）。

このような観点から、立候補者の一定割合を女性に振り分けるジェンダー・クオータは、立候補者という地位をめぐる競争の自由を制限し、メリット・システムを掘り崩すと批判されている。また、女性だけの枠が設けられることは、男性を差別することであるが、同時に当の女性にとっても平等に取り扱われることが妨害される「逆差別 positive discrimination」となる。「機会の平等」原則はリベラリズムと強い親和性をもっているので、こうした批判はコンソシエーショナル・コーポラティストーあるいは社民主義的傾向ーの北欧諸国ではみられず、主にリベラル国家で展開されている（Krook, Lovenduski and Squires 2006, 197）。事実、イギリス労働党のクオータに向けられた批判は、専ら「機会の平等」問題に集中した（Squires 1996, 73）。批判は他党のみならず、党内からも起こり、法廷に持ち出された。

イギリス労働党が女性候補者名簿によるクオータを導入した直後、同党の二人の男性党員が、特定の選挙区を女性候補者のみに割り当てるのは、性差別法（一九七五年施行）が規定する雇用機会における性差別に当たるとして、労働党を相手取って、産業法廷に訴えを起こしたのである（Krook, Lovenduski and Squires 2006, 203）。争点は、国会議員立候補者に果たして同法が適用されるのか、また立候補者とその公認政党との間に雇用関係が成立するのか、という二点に絞られた。一九九六年、産業法廷は、いずれの点も認め、クオータは雇用機会の平等に抵触すると判断した。もっとも、この裁定にもかかわらず、労働党は女性候補者名簿を実施した。さらに、産業法廷でこの裁判を担当した判事の中には、法の解釈が間違っていると主張するものもいった。そのため、一九九八年、性差別法は改正さ

Hosei University Repository

れ、議会の候補者については積極政策（クオータ）が認められるという条項が追加された（*ibid.*）。

バッチ（Bacchi 2006, 33）は、政治におけるクオータは、民主的な代表制を推進することを目的にしているので、雇用の場におけるクオータ―すなわち、アファーマティヴ・アクション（積極的差別是正策）―よりも、明らかに正当化し得ると主張している。このように、選挙クオータが機会の平等を侵害するという批判は、しばしば雇用におけるアファーマティヴ・アクションとの類推で展開される。雇用におけるアファーマティヴ・アクションの弊害として指摘されるのが、メリット・システムの侵害、すなわち能力のある人がその能力を活用する機会を奪われるのみならず、その人の能力によって得られるであろう組織の利益が失われる、という問題である。この雇用の機会均等において生じる問題が、政治的なクオータにも適用され、選挙クオータは政治的能力のある人の機会と同時に、有権者の利益をも奪うと批判される。だが、この批判は、労働市場と民主政治とを同列に扱うという誤りを犯している。

労働市場を動かすのは資本の論理であり、利潤競争を勝ち抜く能力が何よりも求められる。資本市場の目的は利潤を上げることに尽きるので、利潤獲得により多く貢献する能力のある人がその機会を奪われる可能性に反対することには、一定の合理性が認められる。他方、政治の目的は、参加者が議論を尽くして、一定の合意に到達する合意形成にある。政治共同体の構成員全員が合意形成に参加することができないので、代表が選挙によって選出される。このプロセスを、我われは民主主義と呼んでいる。民主政治にとってより重要なことは、政治共同体の構成員の多様な意見を汲み上げることであり、利潤を生み出すことではないはずだ。すでに論じたように、選挙クオータは、政治的弱者集団の代表性を向上させることを目的にしている。この目的は、市場の論理にはそぐわないが、政治の民主的運営に抵触するものではない。というより、政治代表の多様性を高めるための積極的な方法として、民主主義に貢献する。

Hosei University Repository

有権者にとっては、選択肢がより広がることでもある。議会の立候補者は雇用の場の志願者とは、やはりその性質において異なっているのである。

(五) 派閥主義

しかしながら、民主的な多様性は、政治社会の一体性と普遍的な秩序を重んじる立場からすると、望ましいことではない。スクワイヤーズ (Squires 1996, 84-86) は、クォータが「派閥主義 factionalism」の温床となって、政治社会を分裂させることを懸念する。彼女によれば、多数派集団によって代表できない少数派集団のアイデンティティの政治的表明を保障しようとする「集団代表」の考え方は、政治が正義について共通の認識を創り上げることを放棄して、正義がアイデンティティの違いを認めることに摩り替えられてしまう危険性を導く。集団間の違いを超越することよりも、その異なるアイデンティティをむしろ積極的に認知することを重視するのである。スクワイヤーズは、この「アイデンティティの政治」—あるいは「文化の政治」—は、リベラリズムの中立性や普遍主義と対立するばかりか、自集団のアイデンティティや文化は他集団には代表できないと主張する集団の代表性を悪く認めることによって、派閥主義を台頭させるという。

派閥主義は、リパブリカンが恐れる問題でもある。人びとを差異化する属性には、性別の他に人種、民族、宗教、階層、身体機能などがある。しかも、これらの差異は、たとえば主流派の人種と非主流派の人種、多数派民族と少数派民族、多数派宗派と少数派宗派、上層階級と下層階級、健常者と障害者というように、不均衡な関係によって人びとを二分化し、後者の不利な立場に置かれる人びとは、しばしば前者の優越的な立場の人びとによって差別的に取り

Hosei University Repository

扱われたり、抑圧を受けたりする。こうした不平等や不利益を被る人びとには国家による人権保障や社会政策が保障され、社会的救済が試みられる。しかし、政治的には平等に取り扱われる。ところが、女性という一つの集団に政治的な特別措置を認めてしまうと、自分たちのアイデンティティが多数派によって差別され、抑圧されていると主張するすべての集団に、この措置を適用せざるを得なくなる。わけても、多民族・多文化国家において、ジェンダー・クオータは、押し込められていた様ざまな宗教的、文化的アイデンティティを溢れ出させる「パンドラの箱」になる危険性をもっている。事実、リパブリカンの普遍主義的政治文化の伝統が強いフランスでパリテ法が制定されたとき、女性は「集団」ではなく、「半数を占める普遍的な人種（half of the "universal" human race）」（Mansbridge 2005, 629）と定義され、他集団への拡大を防ぐための措置が講じられた。

派閥主義批判に対し、ヤング（Young 2000, 82-83）は、集団間の違いを認める「差異の政治 politics of difference」は、「アイデンティティの政治」とは異なるものだと反論している。自己の固有性を主張する社会集団の中には、「アイデンティティの政治」だと分類されても仕方のないグループも確かにある。しかし、「差異の政治」が想定する集団は次の二つの点において、アイデンティティの集団とは異なっている。まず、その社会集団の固有性は、固定的な所与の条件によってではなく、関係性から生じる差異によって定義される。第二に、当該集団それ自体が固有のアイデンティティを共有しているのではなく、当該集団が置かれている社会的地位がその集団に所属する個人のアイデンティティを形成している。これらの基準に基づいて、ヤングは、「文化的」社会集団と「構造的」社会集団とを区別し、不平等が構造化されている後者の正義の回復を求めることのほうが、前者のそれよりも重要であると主張する。

Hosei University Repository

集団を差異化するカテゴリーのうち、ヤング（*ibid.*）が構造的社会集団を形成すると考えるのは、ジェンダー、人種、身体機能である。具体的には、アメリカ人である彼女の経験から、女性、同性愛者、黒人、障害者などである。これらの人びとの不平等な地位は、権力、資源配分、ヘゲモニーといった構造的な関係に起因し、それは歴史的に形成されたものである。彼らが体力や勢力（人数）、経済力などにおいて、彼らの対の集団――男性、異性愛者、白人、健常者――よりも劣っているために、優位に立つ集団の価値観や習性、文化こそが正統だとされ、優位集団は彼らを差別的に取り扱い、長い時の経過のなかでやがて両者の抑圧と被抑圧の関係が構造化する。そして、前章で論じたように、一旦こうした関係が構造化され、社会の中に組み込まれると、被抑圧者集団の政治的権利が法によって確立された後も、両者の不平等な関係は続き、彼らは相変わらず「二流市民」の地位に甘んじなければならない。被抑圧者集団の真の政治的平等を達成するには、支配集団と同じ重さの平等だけでは不十分であり、クオータのような特別な措置が必要となる。

ところで、ヤングの構造的社会集団には民族的帰属性によって構成される集団は含まれていない（*ibid.* 82）。しかし、民族的要素も画一的に判断できないのではないか。たとえば、アメリカのインディアンやオーストラリアのアボリジニといった先住民族は、彼らの隷属的地位が歴史的・構造的に生み出されたものなので、このカテゴリーに分類できる。それに対し、経済的豊かさを求めて他国から移民してくる人びとは、たとえ彼らが差別的な取り扱いを受けることがあったとしても、それは経済・社会的、また宗教的、文化的な衝突によって生じるものなので、除外されるだろう。支配集団にとって、クオータは彼らの前任者たちのかつての行為とそれによって彼らが現在享受している特権とに対する償いを意味する。

Hosei University Repository

女性の従属の契機は、狩猟・採集社会から農耕社会への移行期に遡ることができ、以後歴史の長い営みのなかで男性支配の体制が確立されてきた（衛藤、二〇〇五年）。数千年を要して形成された男女の不平等な関係は、社会のあらゆる場所に浸透し、深く根を張っている。ジェンダー・クオータをこの構造化された女性の不平等をできるだけ速やかに改善する方策として、また被抑圧的な地位に忍従を強いられてきた女性に対する補償と規定することによって、一定の歯止めを掛けるならば、クオータが文化的社会集団にまで拡大していくことは避けられるであろう。

（二八）本質主義のディレンマ

これまでの議論からも明らかなように、クオータ擁護論には、女性を押し並べて一つの集団として扱うことが了解されている。しかし、このジェンダー・クオータの大前提こそが擁護論に最も厳しい批判を突きつける。クオータは「本質主義者 essentialist」の主張だという批判である。本質主義は、男女の性質の違いを強調する余り、結局女性のありようを固定し、妻や母といったステレオタイプな女性観を復活させてしまうという、差異派フェミニストが陥り易い矛盾である。

マンスブリッジ（Mansbridge 2005, 631–635）は、クオータの有効性を認めながらも、ジェンダー・クオータは「女性だけが女性を代表でき、逆に女性には男性を代表することはできない」いう本質主義の考え方と紙一重だと指摘している。本質主義的な考え方が危険なのは、「女性は女性候補者に投票しなければならない」と強制することによって、女性の自由な判断や選択を束縛するばかりか、女性のアイデンティティを硬直化させるからである。女性が女性というだけで一つのカテゴリーによって括られると、女性の多様性や個別性は無視され、画一化な固定観念が表

Hosei University Repository

象されてしまう。しかし、皮肉なことに、フェミニズムが目指すのが、まさにそうした女性に纏わり付く固定観念を打ち破ることである。フェミニストは、女性のステレオタイプ—妻、母、世話をする性—を概念化するために、「ジェンダー」という言葉を創出したのではなかったのか。そして、クオータには、女性の政治的影響力を強化することによって硬直的なジェンダー観から女性を解放することが期待されている。ところが、その手段が目的を侵食し、フェミニストの努力を水泡に帰してしまうかもしれないのだ。クオータを擁護することは、フェミニストを二律背反の困難に陥れる。

クオータ擁護論者には、本質主義批判を首尾よく論破することができない。それどころが、擁護論者自らもこの本質主義の危険性を自覚している（Kittilson 2005, 642; Dahlerup and Freidenvall 2006, 43）。彼女たちは、クオータの効果と本質主義の弊害とを比較考量し、後者の弊害よりも前者が女性にもたらす利益がより大きいゆえに、本質主義の弊害は相殺され得ると考える。たとえば、キッティルソンは、次のように説明している。

「ジェンダー・クオータは男女の違いを具現するけれども、伝統的なジェンダーを無視したアプローチは、結局そのアプローチが約束する機会の平等を実現することができなかった。たとえばアメリカ合衆国のように、単に女性の教育の向上や専門性の強化によって、女性の政治的過少代表を徐々に改善していこうといった間接的な方策では、目に見えるような効果は期待できず、クオータを導入して女性国会議員を一気呵成に増やす直接的な方法をとる国の遥か後塵を拝することになる。自然のままに放置しておけば、男女の政治代表の不均衡是正にはこの先何十年も要する。」（Kittilson 2005, 642））

女性議員を増やすのに、クオータほど効果的な方法はない。しかし、その薬効には強い副作用がある。マンスブリ

Hosei University Repository

ッジは、柔軟な対応によって、副作用をできる限り抑制すべきことを強調している。すなわち、クオータを導入するのであれば、「法律によるのではなく、政党のレベルで、あくまで自発的な採用が望ましく、またその実施も永続的なものではなく、実情に応じた暫定的な措置としたほうがよい」(Mansbridge 2005, 635)。

むすび

本稿は、現在、世界の議会選挙を席巻するジェンダー・クオータについて論じてきた。クオータ制度は、政党型と法律型の二つのタイプに分けられるが、第一章ではそれぞれの特徴を導入の経緯から明らかにした。続く第二章ではクオータを正当化する根拠を、また第三章はクオータ批判論とそれに対する反論を議論してきた。擁護論と批判論はいずれも、実用面からイデオロギー上の議論まで様ざまな視点から展開されているが、両者の立場を分かつのは、男女平等をめぐるフェミニストの古典的な議論である平等派と差異派との立場の相違であり、リベラル・デモクラシーとの調和と対立との違いである。

差異派がクオータを容認するのに対し、前者はその導入には消極的である。平等派は、リベラリズムの枠組みの中で、女性に向けられるスティグマや政治社会の普遍的な秩序の妨害を回避するために、「機会の平等」をより公平に実現することで、女性の政治代表を高めようとする。普遍主義的平等観に立つリベラル・デモクラシーにとって、集団の特殊性は容認しがたいことである。しかしながら、このリベラリズムの普遍的平等から「不平等」が生じ、政治における女性の二流市民化はこれに由来している。女性の政治的権利を根源から回復するには、このリベラリズムの

Hosei University Repository

弊害を取り除くほかない。クオータの擁護は、リベラル・デモクラシーとの衝突が避けられないが、デモクラシーをより深化させるという観点からすれば、民主政治と調和することができる。

クオータのより深刻な問題は、本質主義の危険性である。クオータは、女性を集団化することで、女性を固定観念の殻に閉じ込める。本質主義は、フェミニズムにとって致命傷になるかもしれない。だが、クオータは、速やかに女性の政治代表を改善できる極めて魅力的な方法だ。したがって、クオータの魅力を捨てがたいフェミニストに残された選択肢は、クオータがもたらし得る効果と生じ得る弊害とを比較して、より利点の多いほうを選ぶか、あるいはクオータの弊害を最小限度に抑えることができるような方法で採用するかの二つである。それは、妥協的な選択なのかもしれない。しかし、そうだとしても、その選択が女性の政治的展望を切り拓くものになることだけは確かである。

日本政治において、クオータは殆んど注目されてこなかった。一九九二年五月に結成された日本新党は、選挙ではなく、党運営を対象としたものであったが、日本で初めてジェンダー・クオータを採用した。党役員と幹部会委員のうち一方の性が二〇パーセントを下回ってはならず、この構成比は二〇〇〇年までに四〇パーセントに引き上げることを党綱領で定めた（中井、一九九七年、三五―三七頁）。しかし、同党は一九九四年一二月に解党し、クオータも目標に達しないまま頓挫した。これ以降、日本の政党の中にジェンダー・クオータを採用する試みはない。

日本の政党にクオータ導入の誘因が働かないのは、自民党の圧倒的な強さのために政党間の競争が弱い、また新党が結成されても、既存政党の枠組みの中での離散と集合なので新機軸を打ち出す余地がない、さらにイデオロギーの面では、近年日本政治が市場型リベラリズムの傾向を強めているといった理由が考えられる。しかし、最も大きな要因は、女性議員の増加やクオータを求める女性運動の停滞ではなかろうか。一九九〇年代半ば、ノルウェーの政党型

Hosei University Repository

クォータを初めてわが国に紹介した元東京都議会議員の三井マリ子氏は、日本の数少ないクォータ擁護論者の一人である。三井氏は、一九九二年に女性地方議員の仲間と立ち上げた「全国フェミニスト議員連盟」を通してクォータの必要性を主張し続けている。また、一九九九年には、議会における男女の不均衡を改善するにはクォータの導入が不可欠だとして、その実現を訴える「クォータ制の実現をめざす会」（神永れい子代表）が広島県で結成されている。しかしながら、運動の参加者は、二つの団体を合わせてもせいぜい三百人足らず、その影響力は余りに小さい。

女性の政治的過少代表とクォータ制度に対する日本女性の関心は低い。それは、日本の政治文化や女性運動の弱さといった理由のほかに、この分野における国際的な動向が女性たちに十分には発信されていないからではなかろうか。今、世界で、とりわけアジアやアフリカ、中南米諸国で、女性と政治をめぐって何が起こっているのか、興味深く、そして驚愕するような事実を知ったとき、日本女性たちは相変わらず無関心でいることができるであろうか。「女性自らの強い要求なくして、政党がより多くの女性候補者を立てる努力をすることはない」というラヴェンダウスキの言葉を、もう一度噛みしめておこう。

（1）データは、「Global Database of Quotas for Women」のウェップ・サイト（www.quotaproject.org/）から引用した。

（2）これらの国の女性運動の規模は大きく、たとえばスウェーデンの女性団体は数万人の女性を組織した（Freidenvall, Dahlerup and Skjeie. 2006. 63）。

（3）「Global Database of Quotas for Women」のウェップ・サイト（www.quotaproject.org/）参照。

（4）二〇〇六年七月八日に筆者が行なったスウェーデン・緑の党の創設者の一人であるペア・ガートン（Per Gahrton）博士のインタヴューによる。

（5）ドイツは、選挙区制と比例代表とが並立した制度である。

Hosei University Repository

(6) 開放名簿への有権者の選好の表明の仕方には、政党によって予め順位が付けられていたものを並べ替えるもの、名簿には順位がなく、有権者が順位をつけるものとの二種類がある。

(7) 「Global Database of Quotas for Women」のウェップ・サイト（www.quotaproject.org/）による。

(8) たとえば、ヨルダン（六議席）、モロッコ（三〇）、ケニア（一六）、ルワンダ（一四）、ウガンダ（五六）、パキスタン（六〇）である（Dahlerup and Freidenval 2005, 33-34）。

(9) この七カ国は、ボリビア、ブラジル、コスタリカ、ドミニカ、エクアドル、パナマ、パラグアイ、ペルー、その後二〇〇〇年にホンジュラス、二〇〇二年メキシコが続いた。なお、ガイアナの導入年は不明である。

(10) 二〇〇六年七月八日に筆者がドゥルデ・ダレループ（Drude Dahlerup）ストックホルム大学教授に行なったインタヴュー（による。

(11) 五三カ国のうち、一〇カ国でクォータ法が制定され、また九カ国において政党型クォータが導入されている。

(12) 二〇〇五年一一月二三・二四日にイスラマバードで開催された「第三回アジアにおける女性と政治に関する国際会議」の報告にもとづく。報告の要旨は、www.nias.dk/conference/ において参照できる。

(13) 二〇〇六年七月八日に筆者がドゥルデ・ダレループ（Drude Dahlerup）ストックホルム大学教授に行なったインタヴューによる。

(14) このヤングの「普遍的平等が生み出す不平等」の概念について、筆者は別所（衛藤、二〇〇三年、二四―二六頁）でも論じている。

(15) 「Global Database of Quotas for Women」のウェップ・サイト（www.quotaproject.org/）参照。

(16) http://www.pbs.org/wideangle/show/rwanda/index.html 参照。

(17) 日本政治を研究するストックホルム大学政治学研究科博士課程の学生カール・グスタフソン（Karl Gustafsson）は、日本語の「専業主婦」を意味するスウェーデン語はなく、この言葉の意味をなかなか理解できなかったと述べている（二〇〇六年九月一八日に筆者がグスタフソン氏に行なったインタヴューによる）。

文献

衛藤幹子（二〇〇三年）「ジェンダーの政治学――シティズンシップの構想とエージェンシー――（上）」『法学志林（法政大学法学部紀要）』第百巻第三号、一―三九頁。

衛藤幹子（二〇〇五年）「家父長制とジェンダー分業システムの起源と展開――「男性支配」体制（レジーム）はいかにつくられたのか――」『法学志林（法政大学法学部紀要）』第一〇三巻第二号、一―五八頁。

中井歩（一九九七年）「『外からきた』改革派――日本新党と細川護熙――」大嶽秀夫編著『政界再編の研究――新選挙制度による総選挙

Hosei University Repository

――』有信堂（東京）、三四―七五頁。

Abou-Zeid, Gihan (2006), "The Arab Region: Women's Access to the Decision-Making Process across the Arab Nation", in Drude Dahlerup ed., *Women, Quotas and Politics*, London and New York: Routledge, 168–193.

Bacchi, Carol (2006), "Arguing for and against Quotas: Theoretical Issues", in Drude Dahlerup ed., *Women, Quotas and Politics*, 32–51.

Baldez, Lisa (2006), "The Pros and Cons of Gender Quota Laws: What Happens When You Kick Men Out and Let Women In?", *Politics & Gender*, 2: 1, 102–109.

Caul, Miki (2001), "Political Parties and the Adoption of Candidate Gender Quotas: A Cross-National Analysis", *Journal of Politics*, 63: 4, 1214–1229.

Childs, Sarah and Withey, Julie (2004), "Women Representatives Acting for Women: Sex and Signing of Early Day Motions in the 1997 British Parliament", *Political Studies*, 52, 552–564.

Dahlerup, Drude (2004), "Quotas Are Changing the History of Women", in Julie Ballington ed., *The Implementation of Quotas: African Experiences: Quota Report Series*, Stockholm: International IDEA, 16–20.

Dahlerup, Drude, and Freidenvall, Lenita (2005), "Quotas as a 'Fast Track' to Equal Representation for Women", *International Feminist Journal of Politics*, 7: 1, pp. 26–48.

Dahlerup, Drude (2006), "Introduction", in Drude Dahlerup ed., *Women, Quotas and Politics*, 5–31.

Dahlerup, Drude (2006), "Conclusion", in Drude Dahlerup ed., *Women, Quotas and Politics*, 293–307.

European Parliament (1997), *Differential Impact of Electroral Systems on Female Political Presentation: Directorate-General for Research*, Working Document: Women's Rights Series (W-10).

Freidenvall, Lenita, Dahlerup, Drude and Skjele (2006), "The Nordic Countries: An Incremental Model", in Drude Dahlerup ed., *Women, Quotas and Politics*, 55–82.

Gray, Tricia (2003), "Electoral Gender Quotas: Lessons from Argentina and Chile", *Bulletin of Latin American Research*, 22: 1, 52–78.

IPU (Inter-Parliamentary Union) (2005), *Women in Politics: 1945–2005*.

Hosei University Repository

Iwanaga, Kazuki (1998), *Women in Japanese politics: A Comparative Perspective*, Center for Pacific Asia Studies at Stockholm University, Occasional Paper 37.

Kittilson, Caul Miki (2005), "In Support of Gender Quotas: Setting New Standards, Bringing Visible Gains", *Politics & Gender*, 1: 4, 638-644.

Krook, Mona, Lovenduski, Joni and Squires, Judith (2006), "Western Europe, North America, Australia and New Zealand: Gender Quotas in the Context of Citizenship Models", in Drude Dahlerup ed., *Women, Quotas and Politics*, 194-221.

Krook, Mona Lena (2006), "Gender Quotas, Norms, and Politics", *Politics & Gender*, 2: 1, 110-118.

Lovenduski, Joni (1993), "Introduction: the Dynamics of Gender and Party", in Joni Lovenduski and Pippa Norris eds., *Gender and Party Politics*, London, Thousand Oaks and New Delhi: SAGE Publications, 1-15.

Lovenduski, Joni (1996), "Sex, Gender and British Politics", *Parliamentary Affairs: A Journal of Comparative Politics*, 49: 1, 1-16.

Mansbridge, Jane (2005), "Quota Problems: Combating the Dangers of Essentialism", *Gender & Politics*, 1: 4, 622-638.

Nanivadekar, Medha (2006), "Are Quotas a Good Idea? The Indian Experience with Reserved Seats for Women", *Politics & Gender*, 2: 1, 119-128.

Norris, Pippa (1993), "Conclusions: Comparing Legislative Recruitment", in Joni Lovenduski and Pippa Norris eds., *Gender and Party Politics*, 309-330.

Norris, Pippa (2004), *Electoral Engineering: Voting Rules and Political Behavior*, Cambridge: Cambridge University Press.

Opello, Katherine A. R. (2004), "Elections: Explaining the Timing of the French Socialist Party's Gender-Based Quota", *French Politics, Culture & Society*, 22: 3, 25-50.

Opello, Katherine A. R. (2006), *Gender Quotas, Parity Reform and Political Parties in France*, Lanham, Boulder, New York, Toronto and Oxford: Lexington Books.

Park, Kyung-Ae (1999), "Political Representation and South Korean Women", *Journal of Asian Studies*, 58: 2, 432-448.

Phillips, Anne (1991), *Engendering Democracy*, Cambridge: Polity Press.

Phillips, Anne (1995), *The Politics of Presence: The Political Representation of Gender, Ethnicity, and Race*, Oxford: Clarendon Press.

Short, Clare (1996), "Women and the Labour Party", *Parliamentary Affairs*, 49: 1, 17–25.

Siim, Birte (2000), *Gender and Citizenship: Politics and Agency in France, Britain and Denmark*, Cambridge: Cambridge University Press.

Squires, Judith (1996), "Quotas for Women: Fair Representation?", *Parliamentary Affairs*, 49: 1, 71–88.

Trip, Aili Mari (2004), "The Changing Face of Africa's Legislature: Women and Quotas", in Julie Ballington ed., *The Implementation of Quotas: African Experiences: Quota Report Series*, 72–77.

Young, M. Iris (1990), *Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press.

Young, M. Iris (2000), *Inclusion and Democracy*, Oxford: Oxford University Press.

Hosei University Repository